

平成27年7月13日

## お 知 ら せ

件 名	港湾空港整備の功労などに対し、港湾空港関係功労者等の表彰を行います ～「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにする ための一般協力者の奉仕活動表彰」伝達式～
-----	--

## お知らせ内容

北海道開発局は、「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」（北海道開発局長表彰：港湾空港部長伝達）の伝達式を下記のとおり開催します。

この表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった方々を対象に実施しています。

今年度は、港湾の振興、発展又は整備促進等に尽力された3個人、港湾の社会基盤整備事業の実施に長い期間従事している功労ある3個人、また、港内、海浜等の美化活動に貢献した2団体を表彰します。

## 記

1 日 時 平成27年7月22日（水） 13：30～

2 場 所 札幌第1合同庁舎 10階共用第1会議室

3 受 賞 者 個人6、団体2（別紙受賞者名簿のとおり）

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 港湾計画課	課長補佐	新妻 憲嗣	011-709-2311 内線5613
	北海道開発局 港湾計画課	総務係長	深澤 栄太郎	011-709-2311 内線5610

別 紙

## 受賞者名簿

### ○ 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰

はまや かずはる 濱谷 一治 様	前江差町長
いしざき だいすけ 石崎 大輔 様	前増毛町長
ふなはし やすひろ 舟橋 泰博 様	前羽幌町長
やまぐち しろう 山口 志郎 様	株式会社山口工業所 代表取締役社長（苫小牧市）
にわ よし のり 丹羽 幹典 様	丹羽建設株式会社 代表取締役（浜頓別町）
ほんま たけし 本間 武志 様	有限会社本間潜水工業所 代表取締役（小樽市）

### ○ 北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

じよせい まち とまこまい 「女性みなと街づくり苫小牧」 様	（苫小牧市）
	代表 大西育子 おおにしいくこ
ひろお れんめい 「広尾サーフィン連盟」 様	（広尾町）
	会長 佐藤州祐 さとうしゅうすけ

(表彰概要)

平成27年度北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰について

1 港湾空港関係功労者表彰

(1) 局長表彰：港湾空港部長伝達（感謝状）（表彰基準第5条第5号）

①前江差町長 濱谷 一治（江差港 前港湾管理者）

（H14.8.8～H26.8.7 在任） 町長3期12年

②前増毛町長 石崎 大輔（増毛港 前港湾管理者）

（H11.2.13～H27.2.12 在任） 町長4期16年

③前羽幌町長 舟橋 泰博（羽幌港、焼尻港、天売港 前港湾管理者）

（H10.11.30～H26.11.29）在任 町長4期16年

★表彰事由 港湾の振興、発展や整備促進を通じて地域の発展に尽力され、その功績が特に顕著なため

(2) 局長表彰：港湾空港部長伝達（表彰状）（表彰基準第5条第6号）

①株式会社山口工業所 代表取締役社長 山口 志郎（苫小牧市）

35年従事、役員歴15年

②丹羽建設株式会社 代表取締役 丹羽 幹典（浜頓別町）

34年従事、役員歴26年

③有限会社本間潜水工業所 代表取締役 本間 武志（小樽市）

40年従事、役員歴33年

★表彰事由 港湾関係の建設事業の経営責任者であって、港湾整備の拡充に尽力され、その功績が顕著なため

2 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

①「女性みなと街づくり苫小牧」 代表 大西 育子

★表彰事由 苫小牧港の北ふ頭緑地（「キラキラ公園」）での美化活動「花いっぱい活動」を平成18年から実施するほか、同様に継続している「みなとウォーク」において歩きながら港湾内の清掃を実施しており、みなと地域の港湾・海浜利用者に対する美化活動への貢献、模範となる活動をしているため

②「広尾サーフィン連盟」 会長 佐藤 州祐

★表彰事由 一般国道336号沿いの広尾町のフンベ海岸で平成14年から清掃活動を実施し、海岸・海浜利用者のマナー向上への模範とルール・安全への指導の活動をするほか、地域で行われるサーフィン大会ごとに町外からの参加者にも積極的に清掃活動への参加を集い、その活動を拡大し海浜利用者に対する海岸美化への啓蒙を行っているため

## ○北海道開発局港湾空港関係功労者表彰基準（抄）

（目的）

第2条 この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的とする。

（受賞者の範囲）

第4条 受賞者は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関連する次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）に従事する者（団体を含む。以下同じ。）のうちから選考するものとする。

- (1) 建設事業
- (2) 調査・設計事業
- (3) 建設機械等製造・修理事業
- (4) 作業船建造・修理事業
- (5) 港湾・空港の振興又は整備促進に関する事業
- (6) その他当局が所掌する港湾空港関係業務に関する事業  
（表彰の事由等）

第5条 表彰は、次に掲げる功労が認められる者に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労  
事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、その功績が顕著な者
- (2) 永年勤続の功労  
事業に従事する者で、永年にわたり当該業務に精励し、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行又は事故防止の功労  
事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故及び災害を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (4) 人命又は船舶の救助等の功労  
事業に従事する者で、作業中その付近において、危険を顧みず、人命又は船舶の救助、捜索に協力し、その功績が顕著な者
- (5) 振興、発展又は整備促進等の功労  
港湾・空港の振興、発展若しくは整備促進又は港湾・空港思想の啓蒙普及に努め、その功績が特に顕著な者
- (6) その他の功労
  - イ 次のいずれかに該当する前条の事業の経営責任者であって、その功績が顕著な年齢50歳以上の者
    - (イ) 関係団体の役員として、12年以上在任している者
    - (ロ) 前条の事業に32年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者
    - (ハ) 前条の事業を実施する団体の役員として15年以上在職している者
  - ロ その他前条に掲げる事業に関し、その功績が特に顕著と認められる者

## ○北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰基準（抄）

（目的）

第1条 北海道開発局管内における海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰（以下「表彰」という。）は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的とする。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した一般協力者（個人又は団体）の中から、他の模範となるにふさわしいと認められる者に対して行う。